

吉野川市監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、平成27年度財政的援助団体等監査の結果を次のとおり公表する。

平成28年3月1日

吉野川市監査委員 阿部 徳 男

吉野川市監査委員 工藤 俊 夫

平成27年度 財政的援助団体等監査の結果に関する報告及び意見

第1 監査の対象

- 1 吉野川市商工会が実施した補助事業
次の補助金に係る事業に関する出納その他の事務の執行

(1) 平成26年度 商工会事業補助金	7, 290千円
(2) 平成26年度 商工会合併支援特例交付金事業補助金	3, 000千円
(3) 平成26年度 地域活力増強事業補助金	3, 700千円
(4) 平成26年度 過疎地域観光等振興事業補助金	3, 000千円
- 2 バンブーパークの指定管理業務
株式会社山内組を指定管理者とする平成26年度バンブーパークの指定管理業務に関する出納その他の事務の執行
- 3 吉野川市アメニティセンターの指定管理業務
特定非営利活動法人元気やまかわネットワークを指定管理者とする平成26年度吉野川市アメニティセンターの指定管理業務に関する出納その他の事務の執行

第2 監査の期間

平成28年2月2日から平成28年2月4日まで

第3 監査の方法

出納その他の事務の執行については、収入事務、支出事務が関係法令等に照らし合わせて適正になされているかどうかに着目し、事業等の実施については、経済性、効率性及び有効性に十分配慮されて実施されているかどうかに着目して監査を実施した。

監査にあたっては、提出書類及び関係書類等を突合したほか、必要に応じて関係者に説明を求めるとともに、定期監査の結果をも考慮した。

第4 監査の結果

出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、一部の事務事業において改善又は検討を要する事項が見受けられた。このため、当該事項については、口頭により関係者に改善又は検討を求めた。

第5 結果に基づく意見

1 補助金交付に係る手続きについて（商工観光課）

吉野川市商工会は、商工会合併支援特例交付金事業補助金により、①青年部地域振興事業、②創業・経営革新セミナー、③地域ガイドマップ等作成事業、④商品券利用促進事業の4つの事業を実施している。

当該4つの事業について、各事業ごとに予算額と決算額とを比べると、青年部地域振興事業が96千円の増、創業・経営革新セミナーが72千円の増、地域ガイドマップ等作成事業が191千円の減、商品券利用促進事業が7千円の減となっているが、吉野川市補助金交付規則第8条第1項の規定に基づく補助事業等計画変更承認申請書（以下「変更承認申請書」という。）の提出がなされていなかった。これは、当該4つの事業すべての実施主体が吉野川市商工会であり、当該補助金の総額としては変更がなかったことが事由であるとの説明があった。

当該4つの事業には個々に独立した事業目的があり、このため、補助事業としての効果を測定するにあたっては、それぞれ独立して着眼する必要があると考えられることから、変更承認申請書提出の要否についても、各事業ごとに判断されたい。

2 実績報告書の添付書類について（商工観光課）

吉野川市商工会に対する4つの補助金のうち、地域活力増強事業補助金と商工会合併支援特例交付金事業補助金の2つの補助金の実績報告書には、支出の明細を審査することのできる書類の写し（以下「証拠書類の写し」という。）が添付されていなかった。このため、今回の監査では直接、当該商工会から証拠書類の写しを徴し、他の書類の数値と証拠書類の写しの数値とを突合して、正確に支出に係る事務が実施されていることを確認した。

各事業ごとの成果が補助金交付の決定内容に適合するかどうかや、支出の内訳が正確な数値であるかどうかを審査するためには、証拠書類を審査することが重要である。また、実績報告に対する審査が適正に実施されたことの証として、証拠書類の写しを実績報告書とともに保管しておくことが必要であると考えられる。

補助事業の実績報告書の提出及び補助金額の確定にあたっては、吉野川市補助金交付規則第11条第4号及び同規則第12条第1項の規定の趣旨を踏まえ、証拠書類の写しを添付書類として提出させることを徹底されたい。